



部 課 課長補佐 係 長
長 今村



令3飯下歯発第265号
令和4年1月18日

飯田市長 佐藤 健 様
飯伊地区包括医療協議会長 古田 仁志 様

一般社団法人 飯田下伊那歯科医師会
会長 澁坂 崇



休日における急患歯科診療体制に関する要望書

日頃から地域医療の発展に尽力されていることに敬意を表します。

さて、在宅当番医制休日急患歯科診療事業については、飯田市と飯田下伊那歯科医師会（以下、歯科医師会）との委託契約により実施されています。

委託契約に基づき、休日における急患の歯科診療を、歯科医師会口腔衛生センターにおいて午前9時から正午まで、在宅当番医制により午後1時から午後3時まで行っています。しかし、休日の急患歯科診療の患者数は1日平均4.9人と少なく、特に休日の午後は患者数が平均0.5人と極端に少ない状況です。

また、歯科医師会口腔衛生センターの運営には、年間約2,000万円の経費が必要ですが、診療報酬や各種補助金を受けても約1,215万円の赤字運営となっています。この赤字額について歯科医師会が補填していましたが、患者数が減少傾向にあるため当センターの運営は非常に厳しく、歯科医師会として多大な赤字額を永続的に補填できる状況にはありません。

つきましては、この厳しい状況をご理解いただき、休日における急患歯科診療について下記のとおり要望するので、格別なご支援をお願いします。

記

1. 事業内容の変更

(1) 休日における歯科診療体制の変更

(変更前)

受託者は、休日における急患の歯科診療を飯田下伊那歯科医師会歯科口腔センターにおいて午前9時から午後0時まで行い、当番医師の診療所において午後1時から午後3時まで行う。

(変更後)

受託者は、休日における急患の歯科診療を飯田下伊那歯科医師会歯科口腔センターにおいて午前9時から午後0時まで行う。

(2) 変更の理由

- 休日に在宅当番を利用する急患歯科診療の患者が少なく、多大な赤字額で運営を維持することが困難である。
- 県内においてもセンター方式で休日急患歯科診療事業を実施している5地区のうち4地区が午前中のみ診療である。

2. 口腔衛生センター事業に対する財政的支援

歯科医師会口腔衛生センターで休日の急患歯科診療事業を当面持続するため、財政的支援を要望する。

3. 留意事項

- (1) 令和元年10月6日より現在の体制（午前中は口腔衛生センター、午後は在宅当番医）に変更し効率を図ったが、コロナ禍でさらに患者が減少し維持することが困難となった。
- (2) 地域住民への周知を確実に行うように努める。

【参考資料】

1. 患者数の動向と経営状況

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 休日急患診療 | 504人 | 508人 | 525人 | 579人 | 360人 |
| 赤字補填額 | 1,159万円 | 1,312万円 | 1,167万円 | 1,257万円 | 1,215万円 |

※令和元年度改元があり休日数が例年より7日多い。

※令和2年度コロナ禍のため患者減少。コロナ対策補助金あり。

2. 患者案内

- 口腔衛生センターという機能は備えておき、休日診療の必要な患者さんには、午前中に当歯科医師会歯科口腔センターで受診するように周知・案内する。
県内の状況でも午前中はセンター方式で実施している地区が多い。

3. 住民周知

次のように、広報誌等により周知する。

- 休日に歯が痛くなったら・・・

口腔衛生センター 休日（午前9時～正午までの診察）

【問い合わせ先】

〒395-0017 飯田市東新町2-23 口腔衛生センター TEL0265-24-5791